

(写)

離島等供給特例承認申請書

令和 7 年 12 月 5 日

北海道電力ネットワーク株式会社

離島等供給特例承認申請書

北ネ企第18号
令和7年12月5日

経済産業大臣 赤澤亮正 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 細野一広

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和8年1月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（令和7年9月3日届出。以下「離島約款〔低圧〕」といいます。ただし、当該離島約款〔低圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（令和7年9月3日届出。以下「離島約款〔高圧〕」といいます。ただし、当該離島約款〔高圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

(1) 低圧で供給を受ける場合

令和8年2月の料金に係る計量期間等から令和8年4月の料金に係る計量期間等までといたします。

(2) 高圧で供給を受ける場合

令和8年2月1日から令和8年4月30日までといたします。

3 燃料費調整

離島約款〔低圧〕の燃料費調整とは、離島約款〔低圧〕15（定額電灯）(4)もしくは離島約款〔低圧〕20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16（従量電灯）(1)ニ、離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）(1)ハ、離島約款〔低圧〕22（臨時電力）(3)イもしくは離島約款〔低圧〕附則6（深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置）(1)ホの料金または離島約款〔低圧〕16（従量電灯）(2)ニ、離島約款〔低圧〕16（従量電灯）(3)ホ、離島約款〔低圧〕17（時間帯別電灯〔ドリーム8〕）(4)、離島約款〔低圧〕18（3時間帯別電灯〔eタイム3〕）(4)、離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）(2)ハ、離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）(3)口、離島約款〔低圧〕20（公衆街路灯）(2)ニ、離島約款〔低圧〕21（低圧電力）(5)、離島約款〔低圧〕22（臨時電力）(3)口、離島約款〔低圧〕23（農事用電力）(3)、離島約款〔低圧〕24

(融雪用電力A〔ホットタイム19〕) (4), 離島約款〔低圧〕25(融雪用電力B〔ホットタイム22〕) (4), 離島約款〔低圧〕26(融雪用電力C〔ホットタイム19エコ〕) (4), 離島約款〔低圧〕27(融雪用電力D〔ホットタイム22エコ〕) (4), 離島約款〔低圧〕28(融雪用電力L〔ホットタイム22ロング〕) (4), 離島約款〔低圧〕附則3

(深夜電力Dのお客さまについての特別措置) (2), 離島約款〔低圧〕附則6(深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置) (2)ニもしくは離島約款〔低圧〕附則7(深夜電力Cのお客さまについての特別措置) (4)の電力量料金において燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

離島約款〔高圧〕の燃料費調整とは、離島約款〔高圧〕別表2(燃料費等調整) (1)口にもとづき燃料費調整額、加重平均市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

離島約款〔低圧〕において、2(適用期間)に定める適用期間における、離島約款〔低圧〕15(定額電灯) (4)もしくは離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯) (1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16(従量電灯) (1)ニ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯) (1)ハ、離島約款〔低圧〕22(臨時電力) (3)イもしくは離島約款〔低圧〕附則6(深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置) (1)ホの料金または離島約款〔低圧〕16(従量電灯) (2)ニ、離島約款〔低圧〕16(従量電灯) (3)ホ、離島約款〔低圧〕17(時間帯別電灯〔ドリーム8〕) (4), 離島約款〔低圧〕18(3時間帯別電灯〔eタイム3〕) (4), 離島約款〔低圧〕19(臨時電灯) (2)ハ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯) (3)口、離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯) (2)ニ、離島約款〔低圧〕21(低圧電力) (5), 離島約款〔低圧〕22(臨時電力) (3)口、離島約款〔低圧〕23(農事用電力) (3), 離島約款〔低圧〕24(融雪用電力A〔ホットタイム19〕) (4), 離島約款〔低圧〕25(融雪用電力B〔ホットタイム22〕) (4), 離島約款〔低圧〕26(融雪用電力C〔ホットタイム19エコ〕) (4), 離島約款〔低圧〕27(融雪用電力D〔ホットタイム22エコ〕) (4), 離島約款〔低圧〕28(融雪用電力L〔ホットタイム22ロング〕) (4), 離島約款〔低圧〕附則3(深夜電力Dのお客さまについての特別措置) (2), 離島約款〔低圧〕附則6(深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置) (2)ニもしくは離島約款

[低圧] 附則7（深夜電力Cのお客さまについての特別措置）(4)の電力量料金は、離島約款〔低圧〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)口(イ)a, bまたはcにより算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)口(イ)dにより算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

5 燃料費等調整

離島約款〔高圧〕において、2（適用期間）に定める適用期間における燃料費等調整額は、離島約款〔高圧〕別表2（燃料費等調整）(2)に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)口(ロ)a, bまたはcにより算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)口(ロ)dにより算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

6 その他の事項

その他の事項については、離島約款〔低圧〕または離島約款〔高圧〕に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

イ 低圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1874$$

$$\beta = 0.0899$$

$$\gamma = 1.0036$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 高圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1946$$

$$\beta = 0.0827$$

$$\gamma = 1.0081$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(i) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合

(a) 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力の場合

i 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回り、かつ、121,200円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

iii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が121,200円を上回る場合

平均燃料価格は、121,200円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (121,200 \text{ 円} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(b) (a)以外の場合

i 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{円}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

b 高圧で供給を受ける場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が51,400円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (51,400 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が51,400円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 51,400 \text{円}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 低圧で供給を受ける場合

各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和7年9月1日から 令和7年11月30日までの期間	令和8年2月の料金に係る計量 期間等
令和7年10月1日から 令和7年12月31日までの期間	令和8年3月の料金に係る計量 期間等
令和7年11月1日から 令和8年1月31日までの期間	令和8年4月の料金に係る計量 期間等

b 高圧で供給を受ける場合

各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和7年9月1日から 令和7年11月30日までの期間	令和8年2月1日から 令和8年2月28日までの期間
令和7年10月1日から 令和7年12月31日までの期間	令和8年3月1日から 令和8年3月31日までの期間
令和7年11月1日から 令和8年1月31日までの期間	令和8年4月1日から 令和8年4月30日までの期間

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる
燃料費調整単価

(イ) 低圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \\ e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回り, かつ, 基準燃料費調整単価が, eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価} - \\ \text{基準燃料費調整単価}$$

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回り, かつ, 基準燃料費調整単価が, eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - \\ e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

e 特別措置の燃料費調整単価

(a) 定額制供給の場合

i 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は, 各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和8年2月の料 金に係る計量期間 等から令和8年3 月の料金に係る計 量期間等	令和8年4月の料 金に係る計量期間 等
電 灯	10ワットまでの1灯につき	17円48銭	5円83銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	34円96銭	11円65銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	69円91銭	23円30銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	104円87銭	34円96銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	174円78銭	58円26銭
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	87円39銭	29円13銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	52円20銭	17円40銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	104円41銭	34円80銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	52円20銭	17円40銭

ii 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和8年2月の料金に係る計量期間等から令和8年3月の料金に係る計量期間等	令和8年4月の料金に係る計量期間等
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	1 円 4 1 錢	4 7 錢
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	2 円 8 2 錢	9 4 錢
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	2 円 8 2 錢	9 4 錢
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	28 円 1 7 錢	9 円 3 9 錢
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	28 円 1 7 錢	9 円 3 9 錢

iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年2月の料金に係る計量期間等から令和8年3月の料金に係る計量期間等	令和8年4月の料金に係る計量期間等
契約電力1キロワット1日につき	29円61銭	9円87銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	14円81銭	4円94銭

iv 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	令和8年2月の料金に係る計量期間等から令和8年3月の料金に係る計量期間等	令和8年4月の料金に係る計量期間等
1契約につき	450円00銭	150円00銭

(b) 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年2月の料金に係る計量期間等から令和8年3月の料金に係る計量期間等	令和8年4月の料金に係る計量期間等
1キロワット時につき	4円50銭	1円50銭

(ロ) 高圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が51,400円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が51,400円の場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が51,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価 -
基準燃料費調整単価

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が51,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 -
e に定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年2月1日 から令和8年3月 31日までの期間	令和8年4月1日 から令和8年4月 30日までの期間
1キロワット時につき	2円30銭	80銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(口) 臨時電灯A, 臨時電力および深夜電力A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

口 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に

(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	67銭1厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円34銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円68銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円02銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円70銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3円35銭4厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円00銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円00銭7厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	2円00銭3厘

ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 錢 4 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 錢 8 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 錢 8 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 08 錢 1 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 08 錢 1 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 13 錢 6 厘
---------------------	--------------

ニ 深夜電力A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	17 円 27 錢 0 厘
---------	---------------

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	17 錢 3 厘
	高圧で供給を受ける場合	18 錢 8 厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

(1) 低压で供給を受ける場合

当社は、別表（燃料費調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1(2)によって算定された燃料費調整単価を、電磁的方法等によりお知らせいたします。

(2) 高圧で供給を受ける場合

当社は、別表（燃料費調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1(2)によって算定された燃料費調整単価、加重平均市場価格調整単価ならびに離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定した燃料費等調整単価を、電磁的方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第32条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和7年11月21日の閣議決定「「強い経済」を実現する総合経済対策」に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところあります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、離島等供給約款に基づき算定される令和8年2月分から令和8年3月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.3円（消費税等相当額を含む）を、令和8年4月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき0.8円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第あります。

以上

(電気事業法施行規則第32条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○高压で供給を受ける場合

	令和8年2月1日～令和8年 3月31日	令和8年4月1日～令和8年 4月30日
1キロワット時につき	2円 30銭	80銭

○低圧で供給を受ける場合で従量制供給のとき

	令和8年2月の料金に係る計 量期間等から令和8年3月の 料金に係る計量期間等	令和8年4月の料金に係る計 量期間等
	(a)	(b)
1キロワット時につき	4円 50銭	1円 50銭

○定額制供給の場合

区分および単位	みなし kWh (※1)	令和8年2月の料金に 係る計量期間等から令 和8年3月の料金に係 る計量期間等		令和8年4月の料金に係 る計量期間等 (※2)
		(※2)	(a)*(c)	
(c)	(a)*(c)	(b)*(c)		
定額電灯および公衆街路灯A				
電灯料金				
10Wまでの1灯につき	3.884	17円 48銭	5円 83銭	
10Wをこえ20Wまでの1灯につき	7.768	34円 96銭	11円 65銭	
20Wをこえ40Wまでの1灯につき	15.536	69円 91銭	23円 30銭	
40Wをこえ60Wまでの1灯につき	23.304	104円 87銭	34円 96銭	
60Wをこえ100Wまでの1灯につき	38.840	174円 78銭	58円 26銭	
100Wをこえる1灯につき 50Wまでごとに	19.420	87円 39銭	29円 13銭	
小型機器料金				
50VAまでの1機器につき	11.601	52円 20銭	17円 40銭	
50VAをこえ100VAまでの1機器につき	23.202	104円 41銭	34円 80銭	
100VAをこえる1機器につき 50VAまで ごとに	11.601	52円 20銭	17円 40銭	
臨時電灯A				
1日につき				
総容量が50VAまでの場合	0.313	1円 41銭	47銭	
総容量が50VAをこえ100VAまでの場合	0.626	2円 82銭	94銭	
総容量が100VAをこえ500VAまでの場合	0.626	2円 82銭	94銭	
100VAまでごとに				
総容量が500VAをこえ1kVAまでの場合	6.260	28円 17銭	9円 39銭	
総容量が1kVAをこえ3kVAまでの場合	6.260	28円 17銭	9円 39銭	
1kVAまでごとに				
臨時電力				
契約電力1kW1日につき	6.579	29円 61銭	9円 87銭	
契約電力0.5kWの場合1日につき	-	(※3) 14円 81銭	(※3) 4円 94銭	
深夜電力A				
1契約につき	100.000	450円 00銭	150円 00銭	

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。